

障害者割引制度のご案内

- ▼ 「身体障害者手帳」または「療育手帳」（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」とあるもの）を提示されると、次の割引が適用となります。

種別	割引の対象となるお客様	乗車券類の種別	割引率	割引の条件など、ご注意いただきたい事項
第1種	ご本人さま単独	普通乗車券	5割*	・片道101キロ以上ご利用の場合に限ります。
	ご本人さまと 介護者の方	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者の方はおひとりのみ割引が適用できます。 ・小児の定期乗車券は割引を適用できません。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ・介護者の方が通学定期乗車券を購入できる資格をお持ちの場合であっても、割引を適用した通勤定期乗車券を発売いたします。
第2種	ご本人さま単独	普通乗車券		・片道101キロ以上ご利用の場合に限ります。
	ご本人さま (12歳未満に限る) と 介護者の方	定期乗車券		・介護者の方はおひとりのみ割引が適用できます。 ・小児の定期乗車券は割引を適用できません。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ・介護者の方が通学定期乗車券を購入できる資格をお持ちの場合であっても、割引を適用した通勤定期乗車券を発売いたします。

* 割引した運賃の5円のは数は切り捨てます。

- ▼ ご旅行中は、「身体障害者手帳」または「療育手帳」をご携帯ください。